

審 査 基 準

平成30年1月4日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第5条第5項
処 分 の 概 要：認定証の再交付
原権者（委任先）：東京都公安委員会
法 令 の 定 め： ○ 警備業法施行規則 第7条（認定証の再交付の申請）
審 査 基 準： 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：20日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：主たる営業所を管轄する警察署の生活安全担当課
問 合 せ 先：生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03-3581-4321（内線30312、30313）
備 考：